

甲種防火管理再講習 制度について

- ▶ 甲種防火管理再講習制度とは
- ▶ 甲種防火管理再講習が必要となる防火
管理者
- ▶ 管理権原者が分かれている場合の再講
習の対象となる防火管理者
- ▶ 再講習を受講しなければならない期間

甲種防火管理再講習制度について



近年における防火対象物の使用形態の複雑化，高度化への順応や頻繁な消防法令の改正の把握など，防火管理には，防火管理業務を適切に行っていくうえでの知識，技術の更新が常に要求されています。平成15年6月の法令改正により，高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対しては，一定期間ごとに再講習を義務付けることが定められ，平成18年4月1日から制度化されることとなりました。

再講習の受講が必要な防火管理者

劇場・飲食、・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入する防火対象物(特定防火対象物)のうち、**収容人員が300人以上**で甲種防火対象物の管理者(甲種防火管理者講習を終了した者)が再講習の受講が必要となります。

特定防火対象物とは

政令別表第1に掲げる防火対象物の項別区分		防火対象物の用途
(1)項	イ	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場
	ロ	公会堂, 集会場
(2)項	イ	キャバレー, カフェー, ナイトクラブ等
	ロ	遊技場, ダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2項第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ, (4)項, (5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
(3)項	イ	待合, 料理店等
	ロ	飲食店
(4)項		百貨店, マーケット, 物品販売店舗, 展示場
(5)項	イ	旅館, ホテル, 宿泊所その他これらに類するもの
(6)項	イ	病院, 診療所, 助産所
	ロ	老人福祉施設, 身体障害者更生援護施設, 知的障害者援護施設等
	ハ	幼稚園, 盲学校, 聾学校, 養護学校
(9)項	イ	蒸気浴場, 熱気浴場等
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち, その一部に前各項の用途部分を含むもの
(16の2)		地下街

管理権原者が分かれている場合の再講習の対象になる防火管理者の例

管理権原者が分かれている場合等の再講習対象の例

(令別表第1(16)項イ・収容人員300人以上・甲種防火対象物)

管理権原者 A 事務所(収容人員10名)	防火管理者 a 乙種防火管理講習の課程修了者
管理権原者 B 事務所(収容人員40名)	防火管理者 b 新規講習の課程修了者
管理権原者 C 店舗(収容人員30名)	防火管理者 c 令第3条第1項第1号八に定める者
}	}
管理権原者 D 飲食店(収容人員30名)	防火管理者 d 新規講習の課程修了者

規則第2条の3適用



義務なし 規則第2条の2の2に該当	義務なし 規則第2条の2の2に該当	義務なし 令第3条第1項第1号イに該当	義務あり 規則第2条の3に該当
----------------------	----------------------	------------------------	--------------------

[TOP](#)

再講習の課程を修了しなければならない期間

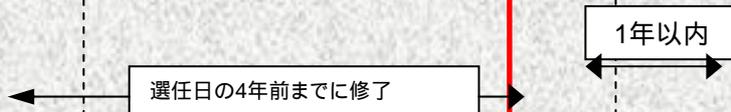
(14.4.1)

施行日(H18.4.1)

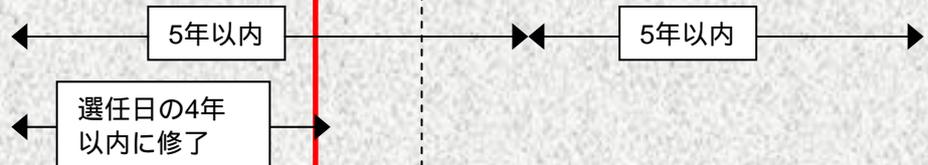
13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年

1 施行日以降に選任された場合

選任された日の4年前までに講習の課程を修了した防火管理者

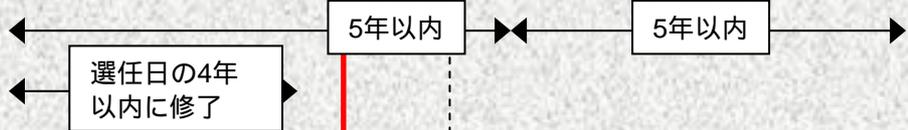


選任日の過去4年以内に講習の課程を修了した防火管理者



2 施行日より前に選任されている場合

選任日の過去4年以内に講習の課程を修了した防火管理者
かつ 講習がH14.4.1(施行日4年前)以降に終了



選任日の過去4年以内に講習の課程を修了した防火管理者
かつ 講習がH14.4.1(施行日4年前)までに終了(経過措置)



選任された日の4年前までに講習の課程を修了した防火管理者(経過措置)



14年

- :講習の課程を修了した日
- :防火管理者に選任された日
- :防火管理者に選任された日を読み替えた日

18年 19年